

## ○地方公共団体情報システム機構定款

	平成26年3月25日	総務大臣認可
変更	平成27年3月30日	総務大臣認可
変更	平成27年11月17日	総務大臣認可
変更	平成28年9月16日	総務大臣認可
変更	平成29年3月24日	総務大臣認可
変更	平成29年5月29日	総務大臣認可
変更	平成29年7月7日	総務大臣認可
変更	令和2年5月22日	総務大臣認可
変更	令和3年8月31日	総務大臣認可

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 資本金、出資及び資産（第4条—第6条）
- 第3章 代表者会議（第7条—第11条）
- 第4章 役員及び職員（第12条—第21条）
- 第5章 業務及びその執行（第22条—第24条）
- 第6章 委員会（第25条—第31条の3）
- 第7章 財務及び会計（第32条—第37条）
- 第8章 情報システムの監査（第38条）
- 第9章 情報公開及び個人情報保護（第39条—第40条）
- 第10章 雜則（第41条・第42条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この機構は、国及び地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報シス

ムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第2条 この機構は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号。以下「法」という。）による法人で、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

## 第2章 資本金、出資及び資産

(資本金)

第4条 機構の資本金は、1億3,400万円とする。

(出資)

第5条 機構に出資できる者は、地方公共団体とする。

(資産)

第6条 機構の資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産よりなる。

## 第3章 代表者会議

(代表者会議の設置及び組織)

第7条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第1号に掲げる委員、第2号に掲げる委員及び第3号に掲げる委員各同数をもって組織する。

(1) 内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）又はその指名する職員

(2) 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものという。以下同じ。）がそれぞれ選定する者

(3) 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、主務大臣と都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織とが共同して選定する者

3 委員の定数は、9人とする。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第2項第1号に掲げる委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第2号に掲げる委員が都道府県知事、市長若しくは町村長でなくなったときは、それぞれその職を失うものとする。

#### (代表者会議の権限)

第8条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経るものとする。

- (1) 定款の変更
  - (2) 業務方法書の作成又は変更
  - (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
  - (4) 中期計画（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第38条の9第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（同法第38条の10第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更
  - (5) 決算
  - (6) 役員の報酬及び退職金
  - (7) その他代表者会議が特に必要と認めた事項
- 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。
  - 3 代表者会議は、役員又は職員の行為が法、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### (代表者会議の議長)

第9条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表者会議は、議長が招集する。
- 3 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

#### (代表者会議の定足数及び議決方法)

第10条 代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 3 やむを得ない理由により代表者会議に出席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員（第7条第2項第1号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員である主務大臣が指定する職員（当該

委員が主務大臣が指名した職員である場合は、当該指名を行った主務大臣が指定する他の職員）、同項第2号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長）を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

- 4 議長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を決め、委員現在数の過半数の同意をもって代表者会議の議決に代えることができる。

#### (会議規則)

第11条 代表者会議は、会議規則を定めなければならない。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員)

第12条 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

#### (役員の職務及び権限)

第13条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、機構を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 監事は、機構の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。
- 6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

#### (役員の任命)

第14条 理事長及び監事は、代表者会議が主務大臣の認可を受けて任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
- 3 理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣に届け出るものとする。

#### (役員の任期)

第15条 理事長及び副理事長の任期は、3年とし、理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

(1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

(2) 代表者会議の委員

(役員の解任)

第17条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任するものとする。

2 代表者会議は、その任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、主務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。

(1) 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

(2) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得るものとする。

5 理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

(役員の兼職禁止)

第18条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

第19条 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(代表権の制限)

第20条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(職員の任命)

第21条 機構の職員は、理事長が任命する。

## 第5章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第22条 機構は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により処理することとされている事務
- (4) 総合行政ネットワーク（地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする行政専用のネットワークをいう。）の運営
- (5) 地方公共団体の情報システムの開発及び運用
- (6) 地方公共団体の職員に対する地方公共団体の情報システムに関する教育及び研修
- (7) 地方公共団体の情報システムに関する調査研究
- (8) 地方公共団体の情報システムに関する事務の受託
- (9) 地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

**(業務方法書)**

第23条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届けるものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 機構は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表するものとする。

**(業務の執行)**

第24条 機構の業務は、前条第1項の業務方法書に基づき執行するものとする。

## 第6章 委員会

**(経営審議委員会の設置等)**

第25条 機構に、経営審議委員会を置く。

- 2 経営審議委員会の委員は、地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。
- 3 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
- 4 委員の定数は、7人とする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

(経営審議委員会の権限等)

第26条 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴くものとする。

- (1) 業務方法書の作成又は変更
- (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (3) 中期計画及び年度計画の作成又は変更
- (4) 決算
- (5) その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2 理事長は、第8条第1項第2号から第5号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第1号から第4号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告するものとする。

3 経営審議委員会は、第1項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

4 理事長は、第1項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重するものとする。

(経営審議委員会の運営)

第27条 経営審議委員会は、会議規則を定めなければならない。

(本人確認情報保護委員会の設置等)

第28条 機構に、本人確認情報保護委員会を置く。

2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第30条の7第1項の規定による通知に係る同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 委員は、代表者会議の委員、経営審議委員会の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

5 委員の定数は、6人以上8人以内とする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本人確認情報保護委員会の運営)

第29条 本人確認情報保護委員会は、会議規則を定めなければならない。

### **(認証業務情報保護委員会の設置等)**

第30条 機構に、認証業務情報保護委員会を置く。

- 2 認証業務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第44条第1項に規定する認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。
- 3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
- 4 委員は、代表者会議の委員、経営審議委員会の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
- 5 委員の定数は、6人以上8人以内とする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### **(認証業務情報保護委員会の運営)**

第31条 認証業務情報保護委員会は、会議規則を定めなければならない。

### **(機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置等)**

第31条の2 機構に、機構処理事務特定個人情報等保護委員会を置く。

- 2 機構処理事務特定個人情報等保護委員会は、理事長の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第38条の3第1項に規定する機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。
- 3 機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。
- 4 委員は、代表者会議の委員、経営審議委員会の委員又は機構の役員と兼ねることができない。
- 5 委員の定数は、6人以上8人以内とする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### **(機構処理事務特定個人情報等保護委員会の運営)**

第31条の3 機構処理事務特定個人情報等保護委員会は、会議規則を定めなければならない。

## **第7章 財務及び会計**

### **(事業年度)**

第32条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(予算等)**

第33条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画（以下この条において「予算等」という。）を作成するものとする。

- 2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出るものとする。
- 3 機構は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表するものとする。

（企業会計原則）

第34条 機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第35条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に総務大臣に提出するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。
- 3 機構は、第1項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に公告し、かつ、当該財務諸表、前項に規定する事業報告書、決算報告書及び監事の意見書並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。
- 5 第3項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として総務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。
- 6 機構は、前3項に規定するもののほか、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し参考となるべき事項の開示に努めるものとする。

（会計規程）

第36条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

(費用の負担)

第37条 機構の運営に要する費用は、次の各号に掲げる収入をもって充てるものとする。

- (1) 地方公共団体の負担金
  - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第38条の12に規定する補助金
  - (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第67条第1項に規定する交付金
  - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第37条第1項及び第50条第1項に規定する交付金
  - (5) 住民基本台帳法第30条の23及び第30条の34に規定する手数料
  - (6) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第60条及び第67条第1項に規定する手数料
  - (7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第1項に規定する手数料
  - (8) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する負担金並びに同項第3号及び第4号に規定する交付金の額は、毎年、代表者会議が定めるものとする。

**第8章 情報システムの監査**

(情報システムの監査)

第38条 機構は、その保有する情報システムの安全性及び信頼性を確保するため、第三者による監査を実施するものとし、当該監査の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

**第9章 情報公開及び個人情報保護**

(情報公開)

第39条 機構が保有する情報の公開に関し必要な事項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、理事長が定める。

### (個人情報保護)

第40条 機構が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、理事長が定める。

## 第10章 雜則

### (定款の変更)

第41条 機構は、この定款を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けるものとする。

### (公告及び公表の方法)

第42条 機構の公告は、官報に掲載して行う。

- 2 機構の公表（法令の規定に基づいて行うものに限る。）は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、説明すべき事項を記載した書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供して行うものとする。
- 3 前項に規定する説明すべき事項を記載した書類は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 第35条第5項の規定は、第2項に規定する説明すべき事項を記載した書類が前項の規定により電磁的記録をもって作成されている場合において準用する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この定款は、機構成立の日から施行する。

### (設立費用)

第2条 機構の負担すべき設立費用は、300万円以内とする。

### (財団法人地方自治情報センターからの承継等)

第3条 平成26年4月1日に解散する昭和45年5月1日に設立された財団法人地方自治情報センター（以下「地方自治情報センター」という。）の一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。

- 2 前項の規定により機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散の日の前日において地方自治情報センターに対して地方公共団体により拠出をされている金額に相当する金額は、機構の設立に際し、地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

### (財団法人自治体衛星通信機構からの承継等)

第4条 機構が成立した時において、平成2年2月19日に設立された財団法人自治体衛星通信機構（以下「自治体衛星通信機構」という。）が有する権利及び

義務であって、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により自治体衛星通信機構が同法第34条第1項に規定する指定認証機関として処理することとされている事務（当該事務に附帯する事務を含む。）に係るものは、機構が成立した時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、機構が承継する。

（機構の業務の範囲等に係る経過措置）

第5条 この定款の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行の日の前日までの間におけるこの定款の規定の適用については、第22条第1号中「処理することとされている事務」とあるのは「同法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関が処理することとされている事務」と、第28条第2項中「第30条の7第1項」とあるのは「第30条の11第1項」と、「第30条の6第1項」とあるのは「第30条の5第1項」と、第37条第1項第2号中「第30条の23」とあるのは「第30条の10第4項」と、「第30条の34」とあるのは「第30条の39」とする。

2 この定款の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの定款の規定の適用については、第1条、第22条第2号、第30条第2項及び第37条第1項第3号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、第22条第2号中「処理することとされている事務」とあるのは「同法第34条第1項に規定する指定認証機関が処理することとされている事務」と、第30条第2項中「第44条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、第37条第1項第3号中「第60条及び第67条第1項」とあるのは「第53条第2項並びに第34条第4項及び第5項」とする。

（費用の負担に係る経過措置）

第6条 機構は、第37条第1項各号に定める収入のほか、当分の間、地方公共団体及び地方行政に關係がある団体として理事長が別に定めるもの（以下「地方公共団体等」という。）の一般事業負担金及び個別事業負担金を機構の運営に要する費用に充てることができる。

2 前項に定める一般事業負担金は、第22条第5号から第7号まで及び第9号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る複数のサービスを包括的に受けることに対して地方公共団体等が負担する金銭として理事長が別に定めるものとする。

3 第1項に定める個別事業負担金は、第22条第5号から第7号まで及び第9

号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る個別のサービスを受けることに対して地方公共団体等が負担する金銭として理事長が別に定めるものとする。

**第7条** 機構は、第37条第1項各号に定める収入並びに前条第1項に規定する一般事業負担金及び個別事業負担金のほか、次の各号に掲げる交付金を当該各号に定める日の前日までの間、機構の運営に要する費用に充てるものとする。

- (1) 住民基本台帳法第30条の20第1項に規定する交付金 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日
- (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第44条第1項に規定する交付金 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3号に掲げる規定の施行の日

**第8条** 機構は、第37条第1項各号に定める収入並びに前2条に定めるもののほか、令和8年3月31日までの間に限り、法附則第9条の2第2項に規定する補助金を機構の運営に要する費用に充てることができる。

- 2 機構は、前項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
- 3 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令（令和3年政令第220号）で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

**附 則**（平成27年3月30日総務大臣認可）  
この変更は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年11月17日総務大臣認可）  
この変更は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成28年9月16日総務大臣認可）  
この変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

**附 則**（平成29年3月24日総務大臣認可）  
第1条 この変更は、平成29年4月1日から施行する。  
第2条 平成29年4月1日から任期の始まる経営審議委員会の委員の任期

は、平成30年3月31日までとする。

**附 則**（平成29年5月29日総務大臣認可）  
この変更は、平成29年5月29日から施行する。

**附 則**（平成29年7月7日総務大臣認可）  
この変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

**附 則**（令和2年5月22日総務大臣認可）  
この変更は、令和2年5月25日から施行する。

**附 則（令和3年8月31日総務大臣認可）**

第1条 この変更は、令和3年9月1日から施行する。

第2条 令和3年9月1日から任期の始まる第7条第2項第1号に掲げる代表者会議の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

第3条 この変更の施行の際現に変更前の定款（以下「旧定款」という。）  
第7条第2項第2号に掲げる委員である者は、施行日に、変更後の定款（以下「新定款」という。）第7条第2項第3号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧定款第7条第2項第2号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この変更の施行の際現に旧定款第14条第1項の規定により任命された理事長又は監事である者は、それぞれ、施行日に、新定款第14条第1項の規定により理事長又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新定款第15条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧定款第14条第1項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。